

## 第2期米沢市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂について

### 1 現状

国において、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、令和5年度(2023 年)を初年度とする5か年の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」(以下「総合戦略」という。)を新たに策定し、令和4年 12 月 23 日に閣議決定された。

地方においては、まち・ひと・しごと創生法(平成 26 年法律第 136 号)第 10 条に基づき、国の総合戦略を勘案し、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるよう努めなければならないとされている。

### 2 今後の米沢市の方針(案)

国の総合戦略を勘案し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やデジタル技術の浸透・進展など時宜を踏まえ、本市の個性や魅力を生かした地域ビジョン(地域が目指すべき理想像)を再構築した上で、第2期米沢市まち・ひと・しごと創生総合戦略を改訂し、令和5年度(2023 年)から令和9年度を計画期間とする「(仮称)米沢市デジタル田園都市構想総合戦略」を策定することとする。

### 3 改訂スケジュール

| 月         | 委員会等                   | 審議の内容                             |
|-----------|------------------------|-----------------------------------|
| R5.4      |                        |                                   |
| R5.5      |                        |                                   |
| R5.6      | 第1回行政経営市民会議            | 第2期米沢市まち・ひと・しごと創生総合戦略の評価          |
| R5.7      |                        |                                   |
| R5.8      |                        |                                   |
| R5.9      | 第2回行政経営市民会議            | 改訂戦略 骨子案(基本目標や基本的方向の骨子案)          |
| R5.10     |                        |                                   |
| R5.11     | 第3回行政経営市民会議            | 中間案②(具体的な施策、重要業績評価指標 KPI を加えた中間案) |
| R5.12     |                        |                                   |
| R6.1      | 第4回行政経営市民会議            | 戦略案(主な事業を加えたパブリックコメント前の改訂戦略)      |
| R6.2      | パブリックコメントの実施           |                                   |
| R6.3<br>～ | 第5回行政経営市民会議<br>戦略の改訂完了 | 最終案(パブリックコメントを踏まえた修正反映戦略)         |

※開催月は予定のため、策定作業の進捗により開催月が前後する可能性があります。

### 4 その他

令和2年国勢調査の結果を踏まえ、平成27年度から令和42年度を計画期間とする「米沢市人口ビジョン」を令和5年度に見直します。

見直しに当たっては、国勢調査等の結果を踏まえた現状分析を行うほか、市民や高校生、大学生、転出者を対象としたアンケート調査を実施します。

## 5 参考

### デジタル田園都市国家構想総合戦略(令和4年 12 月 23 日閣議決定)抄

#### 第1章 デジタル田園都市国家構想の実現のために

～「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指して～

(「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の策定)

(中略)今般、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、2023 年度を初年度とする5か年のデジタル田園都市国家構想総合戦略(以下「総合戦略」という。)を新たに策定することとした。

総合戦略は、「デジタル田園都市国家構想基本方針」(令和4年6月7日閣議決定)で定めた取組の方向性に沿って、デジタル田園都市国家構想が目指すべき中長期的な方向について、達成すべき重要業績評価指標(KPI)と併せて示すとともに、構想の実現に必要な施策の内容やロードマップ等を示すものである。総合戦略に基づき、地方の社会課題を積極的にオープンにしつつ、国・地方公共団体・企業・大学・スタートアップ企業・金融機関など多様な主体が、地域外の主体も巻き込みながら、連携して取組を推進していくことが期待される。

(地方と国の役割分担と施策間・地域間連携の強化)

地域においては、それぞれが抱える社会課題について、地方公共団体を中心として十分に議論、認識した上で、その解決を図っていくため、自らの地域ビジョン(地域が目指すべき理想像)を描き、デジタル技術を活用しつつ、①地方に仕事をつくる、②人の流れをつくる、③結婚・出産・子育ての希望をかなえる、④魅力的な地域をつくるという4つの取組を進めていくことが求められる。このため、地方公共団体は総合戦略を勘案し、地域の個性や魅力を生かした地域ビジョンを再構築し、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下、これらを合わせて「地方版総合戦略」という。)を改訂するよう努め、具体的な地方活性化の取組を果敢に推進するものとする。その際には、社会課題の解決を効果的・効率的に推進するため、地域経済分析システム(以下「RESAS」という。)、地域経済循環分析等の地域経済に関するデータを活用し、エビデンスに基づいた政策を企画立案(EBPM)するほか、共通する社会課題を抱える地域においては、デジタルの力も活用しながら、地方公共団体の枠組みを越えた地域間の連携を推進していくことが重要である。